第 689 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和８年 10 月１日（木）10:00～
場所：兵庫労働局 16 階　第３共用会議室

次　　第

１　開　会

２　議　題

(1) 特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について

(2) 特定最低賃金の金額改正の審議等について

(3) その他

３　閉　会

兵庫地方最低賃金審議会

第 689 回審議会資料

令和８年 10 月１日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 689 回兵庫地方最低賃金審議会

資　料　目　次

（頁）

資料１　令和８年度 最低賃金専門部会委員一覧表 …… 1

資料２　令和８年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況 …… 3

資料３　令和８年度 最低賃金審議会等開催日 …… 4

資料４　令和８年度 最低賃金審議経過一覧表 …… 5

資料５　兵庫県特定最低賃金の改正決定等に係る各部会の報告文・答申文（写） …… 6

資料１

令和８年度 最低賃金専門部会委員一覧表

兵庫県（地賃）	公益	◎◇	センダ ナオキ 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授
		◇	ミカミ キミオ 三上 喜美男	元 ㈱神戸新聞社 元 論説顧問
		○◇	ヤマグチ タカヒデ 山口 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部教授
	労働者	◇※	エンギョウ ヒロユキ 圓行 弘幸	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長
		◇	コスゲ リエ 小菅 梨絵	JAM山陽 書記長
		◇	ホリイ セツヤ 堀井 説也	電機連合兵庫地協 事務局長
	使用者	◇※	イトウ アツシ 伊藤 敦	（一社）兵庫県経営者協会 労働政策担当部長
		◇	クラモト シンジ 倉本 信二	三ツ星ベルト㈱ 取締役常務執行役員 人事総務本部長
		◇	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼㈱ 人事・労政部 プロスタッフ主査
鉄鋼業	公益	○◇	サカモト チカ 坂本 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士
			タカシナ トシノリ 高階 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
		◎◇	ミカミ キミオ 三上 喜美男	元 ㈱神戸新聞社 元 論説顧問
	労働者	◇※	エンギョウ ヒロユキ 圓行 弘幸	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長
			フジタ シュウヘイ 藤田 修平	虹技労働組合 書記長
			ムラカミ ケンジ 村上 憲治	日亜鋼業労働組合 組合長
	使用者		イノウエ フミオ 井上 文男	虹技㈱ 執行役員人事部長
			シノダ ケン 篠田 兼	㈱神戸製鋼所 人事労政部企画グループ長
		◇	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼㈱ 人事・労政部 プロスタッフ主査
塗料製造業	公益		カンバヤシ ノリオ 上林 憲雄	神戸大学大学院 経営学研究科 教授
		◎◇	サカモト チカ 坂本 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士
		○◇	ニワモト ヨシコ 庭本 佳子	神戸大学大学院 経営学研究科 准教授
	労働者	※	ケヅカ シュン 毛塚 駿	神東塗料労働組合 中央書記長
			ミウラ ケイジ 三浦 圭司	関西ペイント労働組合 大阪支部会計監査
		◇	モリタ ナオキ 森田 直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 副事務局長
	使用者		タケモト ノブヒサ 竹本 伸久	関西ペイント㈱尼崎事業所 事務安環G グループリーダー
			トコナミ マサノブ 床次 正庸	川上塗料㈱ 総務部長
		◇	ヨシカワ カズヒロ 吉川 和宏	山陽特殊製鋼㈱ 人事・労政部 プロスタッフ主査
はん用機械器具製造業等	公益		カンバヤシ ノリオ 上林 憲雄	神戸大学大学院 経営学研究科 教授
		○◇	センダ ナオキ 千田 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授
		◎◇	ミカミ キミオ 三上 喜美男	元 ㈱神戸新聞社 元 論説顧問
	労働者	◇	コスゲ リエ 小菅 梨絵	JAM山陽 書記長
			スドウ ヨシヒト 須藤 良仁	TOYOイノベックス労働組合 執行委員長
		※	フジモト コウタ 藤本 幸太	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局次長
	使用者		ナカザキ ヨシキ 中崎 芳喜	TOYOイノベックス㈱ 総務部長
		※	ナカタ テツオ 中田 哲雄	㈱神鋼環境ソリューション 人事労政部長
		◇	マツシタ タカコ 松下 田佳子	川上塗料㈱ 常務取締役

※：令和８年度新規担当委員、◇：本審委員、 ◎：部会長、 ○：部会長代理

令和８年９月３日時点

電子部品等製造業	公益		キヨタ　ミカ 清田　美夏	神戸花くま法律事務所　弁護士
		○ ◇	ニワモト　ヨシコ 庭本　佳子	神戸大学大学院　経営学研究科　准教授
		◎ ◇	ヤマグチ　タカヒデ 山口　隆英	兵庫県立大学　国際商経学部教授
	労働者	※	カタヤマ　タカヒロ 片山　貴広	ウシオ電機労働組合 書記長
		※	ホソカワ　テンペイ 細川　天平	古野電気労働組合　中央執行委員長
		◇	ホリイ　セツヤ 堀井　説也	電機連合兵庫地方協議会　事務局長
	使用者	◇ ※	イトウ　アツシ 伊藤　敦	(一社)兵庫県経営者協会 労働政策部担当部長
			エイナガ　サトル 榮永　悟	三相電機㈱　取締役　統括管理部長
		※	マツモト　イサオ 松本　功	三菱電機㈱神戸製作所　総務部長
輸送用機械器具製造業	公益		キヨタ　ミカ 清田　美夏	神戸花くま法律事務所　弁護士
		◎ ◇	センダ　ナオキ 千田　直毅	神戸学院大学　経営学部　教授
		○ ◇	ミカミ　キミオ 三上　喜美男	元 ㈱神戸新聞社　元 論説顧問
	労働者	◇ ※	エンギョウ　ヒロユキ 圓行　弘幸	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長
			カタヤマ　ユウキ 片山　勇輝	川崎重工労働組合兵庫支部 執行委員長
		※	タガワ　ケイスケ 田川　恵介	ナブテスコ労働組合　中央副書記長
	使用者	◇ ※	イトウ　アツシ 伊藤　敦	(一社)兵庫県経営者協会 労働政策部担当部長
			カネコ　トシユキ 金子　敏之	㈱IHI　相生事業所　総務部長
			スズキ　タケオ 鈴木　健朗	川崎重工業㈱ 人事労政部　労政福祉課長
計量器等製造業	公益	○ ◇	センダ　ナオキ 千田　直毅	神戸学院大学　経営学部　教授
			タカシナ　トシノリ 高階　利徳	兵庫県立大学　国際商経学部　教授
		◎ ◇	ヤマグチ　タカヒデ 山口　隆英	兵庫県立大学　国際商経学部　教授
	労働者		クロイシ　ナオトシ 黒石　尚稔	JAM山陽　副書記長
		◇	コスゲ　リエ 小菅　梨絵	JAM山陽　書記長
			タナカ　ユウスケ 田中　祐介	ヤマトハカリユニオン　執行委員長
	使用者		オカムラ　タケトシ 岡村　剛敏	大和製衡㈱　常務取締役管理本部長
			マツダ　ケンジ 松田　健仁	㈱阪神計器製作所　代表取締役会長
		◇ ※	ヨコイ　ジュン 横井　準	兵庫県中小企業団体中央会　専務理事
自動車小売業	公益	◎ ◇	サカモト　チカ 坂本　知可	神戸花くま法律事務所　弁護士
			タカシナ　トシノリ 高階　利徳	兵庫県立大学　国際商経学部　教授
		○ ◇	ヤマグチ　タカヒデ 山口　隆英	兵庫県立大学　国際商経学部　教授
	労働者	※	アリカワ　タカコ 有川　貴子	全本田労連ホンダモビリティ販売労働組合自販兵庫支部 近畿支部書記次長
		◇ ※	ナカニシ　オリエ 中西　織絵	UAゼンセン兵庫県支部　次長
			ハシモト　キンヤ 橋本　欣也	スズキ労連スズキ販売労働組合自販兵庫支部 副支部執行委員長
	使用者		アズマ　ケンイチロウ 東　健一郎	㈱神戸マツダ　執行役員CHRO
		◇	クラモト　シンジ 倉本　信二	三ツ星ベルト㈱ 取締役常務執行役員　人事総務本部長
		※	サエグサ　ヨシユキ 三枝　義幸	兵庫トヨタ自動車㈱　執行役員総務部長

※：令和８年度新規担当委員、◇：本審委員、　◎：部会長、　○：部会長代理

令和８年９月３日時点

資料２

令和8年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況

		令和7年度時間額（円）	改正後時間額（円）（前年差）	改正率(%)	影響率(%)	専結日	部会採決	6条5項の適用	本審	本審採決	異議申出締切日	異議申出状況	異議申出に係る答申日	官報公示日（予定）	発効日（予定）
地域別最賃	兵庫県最低賃金	1,116	1,172 (+56)	5.02%	24.64%	8月4日	○	有	－	－	8月19日	有	8月21日	9月1日	10月1日
特定最賃	塗料製造業	1,158	1,199 (+41)	3.54%	5.33%	9月25日	○	有	－	－	10月13日			(10月27日)	(12月1日)
	鉄鋼業	1,180	1,231 (+51)	4.32%	4.62%	9月29日	▲	無							
	はん用機械器具等製造業	1,150	1,206 (+56)	4.87%	9.46%	9月30日	○	有	－	－	10月15日			(10月29日)	(12月1日)
	電子部品等製造業	1,117	1,173 (+56)	5.01%	20.72%	9月28日	○	有	－	－	10月13日			(10月27日)	(12月1日)
	輸送用機械器具製造業	1,188	1,243 (+55)	4.63%	8.54%	9月16日	○	有	－	－	10月1日			(10月16日)	(12月1日)
	計量器等製造業	1,117	1,173 (+56)	5.01%	17.75%	9月4日	○	有	－	－	9月24日			(10月8日)	(12月1日)
	自動車小売業	963	申出あり 改正必要性なし												
	繊維工業	800	申出なし												
	各種商品小売業	797	申出なし												

部会採決の○は全会一致、●及び▲はそれぞれ使側委員及び労側委員反対（◐ ◭ ：一部反対）

令和8年度最低賃金審議会等開催日

資料３

	本審、専門部会及び公益委員会議				
	回数	会議名	開催日	主な議題	諮問・答申
5月		第1回公益委員会議	5月18日	審議日程等について	
	①	第683回本審	5月26日	審議日程案等について	
7月	②	第684回本審	7月6日	地域最賃改正の諮問、専門部会の設置及び決議の取扱い、専門部会の議事の公開、特定最賃改正の必要性審議の進め方	諮問（地賃改正）
	③	第685回本審	7月13日	特定最賃改正の必要性の諮問等、特定最賃改正の必要性審議の進め方、実地視察の報告	諮問（特賃改正の必要性等）
	④	第686回本審	7月27日	最低賃金実態調査結果について、意見陳述（4団体）、目安答申について（未）、中賃経過説明	
	1	第1回地賃専門部会	7月28日	部会長及び部会長代理の選出、 目安答申について（未）、中賃経過説明	
	2	第2回地賃専門部会	7月29日	目安答申について、 地賃改正審議、労使考え方表明（金額提示なし）	
	3	第3回地賃専門部会	7月30日	目安答申について（中賃ビデオメッセージ放映）、 地賃改正審議（金額）	
8月	4	第4回地賃専門部会	8月3日	地賃改正審議（金額）	
	5	第5回地賃専門部会	8月4日	地賃改正審議（金額）、採決（全会一致）、地賃答申	答申（地賃改正）
	⑤	第687回本審	8月5日	専門部会報告	
	1	輸送用機械製造業専門部会①	8月19日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
	2	計量器等製造業専門部会①	8月20日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①、結審（全会一致）	答申（必要性）
	⑥	第688回本審	8月21日	兵庫県最賃異議審　諮問、答申（全会一致）	（異議）諮問、答申
	3	電子部品等製造業専門部会①	8月24日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
	4	輸送用機械製造業専門部会②	8月25日	特賃改正必要性の審議②、結審（全会一致）	答申（必要性）
	5	鉄鋼業専門部会①	8月25日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①、結審（全会一致）	答申（必要性）
	6	自動車小売業専門部会①	8月26日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①	
	7	塗料製造業専門部会①	8月28日	部会長選出、特賃改正必要性の審議①、結審（全会一致）	答申（必要性）
9月	8	電子部品等製造業専門部会②	9月1日	特賃改正必要性の審議②、結審（全会一致）	答申（必要性）
	9	はん用機械器具製造業専門部会①	9月2日	部会長選出、特賃改正必要性の審議 ①、結審（全会一致）	答申（必要性）
	10	自動車小売業専門部会②	9月4日	特賃改正必要性の審議②	
	11	計量器等製造業専門部会②	9月4日	金額審議①、結審（全会一致）	答申（金額）
	12	自動車小売業専門部会③	9月7日	特賃改正必要性の審議③	報告(全会一致せず)
	13	輸送用機械製造業専門部会③	9月14日	金額審議①	
	14	鉄鋼業専門部会②	9月15日	金額審議①	
	15	塗料製造業専門部会②	9月15日	金額審議①	答申（金額）
	16	輸送用機械製造業専門部会④	9月16日	金額審議②、結審（全会一致）	答申（金額）
	17	はん用機械器具製造業専門部会②	9月17日	金額審議①	
	18	塗料製造業専門部会③	9月25日	金額審議②、結審（全会一致）	答申（金額）
	19	鉄鋼業専門部会③	9月25日	金額審議②	
	20	電子部品等製造業専門部会③	9月28日	金額審議①、結審（全会一致）	答申（金額）
	21	鉄鋼業専門部会④	9月29日	金額審議③、採決	報告(全会一致せず)
	22	はん用機械器具製造業専門部会③	9月30日	金額審議②、結審（全会一致）	答申（金額）

資料４

令和8年度 最低賃金審議経過一覧表

項目		兵庫県	塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具等製造業	電子部品等製造業	輸送用機械器具製造業	計量器等製造業	自動車小売業
申出書受理日			R8.6.29	R8.6.29	R8.6.30	R8.6.29	R8.6.29	R8.6.30	R8.7.3
改正の必要性	諮問年月日（本審）		R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13
	本審		R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13
	答申年月日								
改正諮問年月日		R8.7.6	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13	R8.7.13
専門部会委員任命年月日		R8.7.21 R8.7.22	R8.7.31 R8.8.5	R8.7.31 R8.8.5	R8.7.31 R8.8.5	R8.7.31 R8.8.5	R8.7.31 R8.8.5	R8.7.31 R8.8.5	R8.7.31 R8.8.5
専門部会委員	公益代表	◎千田	上林	○坂本	上林	清田	清田	○千田	◎坂本
		三上	◎坂本	高階	○千田	○庭本	◎千田	高階	高階
		○山口	○庭本	◎三上	◎三上	◎山口	○三上	◎山口	○山口
	労働者代表	圓行	毛塚	圓行	小菅	片山	圓行	黒石	有川
		小菅	三浦	藤田	須藤	細川	片山	小菅	中西
		堀井	森田	村上	藤本	堀井	田川	田中	橋本
	使用者代表	伊藤	竹本	井上	中崎	伊藤	伊藤	岡村	東
		倉本	床次	篠田	中田	榮永	金子	松田	倉本
		吉川	吉川	吉川	松下	松本	鈴木	横井	三枝
実地視察実施年月日		R8.7.16 R8.7.17	—	—	—	—	—	—	—
第１回専門部会		R8.7.28	R8.8.28	R8.8.25	R8.9.2	R8.8.24	R8.8.19	R8.8.20	R8.8.26
第２回専門部会		R8.7.29	R8.9.15	R8.9.15	R8.9.17	R8.9.1	R8.8.25	R8.9.4	R8.9.4
第３回専門部会		R8.7.30	R8.9.25	R8.9.25	R8.9.30	R8.9.28	R8.9.14		R8.9.7
第４回専門部会		R8.8.3		R8.9.29			R8.9.16		
第５回専門部会		R8.8.4							
				･･･金額審議					
審議会令6条5項の適用		有	有	無	有	有	有	有	無
本審（答申）		R8.8.4	R8.9.25	－	R8.9.30	R8.9.28	R8.9.16	R8.9.4	ー
発効日		R8.10.1	R8.12.1	－	R8.12.1	R8.12.1	R8.12.1	R8.12.1	ー

◎は部会長、○は部会長代理

資料５

写

令和８年９月 25 日

兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長　坂 本 知 可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
上　林　憲　雄	毛　塚　　駿	竹　本　伸　久
坂　本　知　可	三　浦　圭　司	床　次　正　庸
庭　本　佳　子	森　田　直　樹	吉　川　和　宏

別　紙

兵庫県塗料製造業最低賃金

１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
　（１）塗料製造業
　（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
　（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
　（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
　（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
　（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　　イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
　　ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，１９９　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 25 日

兵庫労働局長
　金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
　兵庫県の区域
2　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（1）塗料製造業
（2）（1）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（3）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
　ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務
4　前号の労働者に係る最低賃金額
　1時間　1，199　円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6　効力発生の日
　令和8年12月1日

写

令和８年９月 29 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長　三 上 喜 美 男

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
坂　本　知　可	圓　行　弘　幸	井　上　文　男
高　階　利　徳	藤　田　修　平	篠　田　　兼
三 上 喜 美 男	村　上　憲　治	吉　川　和　宏

別　紙

兵庫県鉄鋼業最低賃金

１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
　（１）鉄鋼業
　（２）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
　（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
　（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
　（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　　イ　清掃、片付け又は賄いの業務
　　ロ　軽易な運搬の業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，２３１　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 30 日

兵庫地方最低賃金審議会
　　会長　山 口 隆 英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　三 上 喜 美 男

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
上　林　憲　雄	小　菅　梨　絵	中　崎　芳　喜
千　田　直　毅	須　藤　良　仁	中　田　哲　雄
三 上 喜 美 男	藤　本　幸　太	松 下 田 佳 子

別　紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

兵庫県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）はん用機械器具製造業

（２）生産用機械器具製造業

（３）業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

ハ　塗装におけるマスキングの業務

ニ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，２０６　円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 30 日

兵庫労働局長
金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
兵庫県の区域
2　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（1）はん用機械器具製造業
（2）生産用機械器具製造業
（3）業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
（4）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
3　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け又は賄いの業務
ロ　手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
ハ　塗装におけるマスキングの業務
ニ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ホ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
4　前号の労働者に係る最低賃金額
1時間　1，206　円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6　効力発生の日
令和8年12月1日

写

令和８年９月 28 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
清　田　美　夏	片　山　貴　広	伊　藤　　敦
庭　本　佳　子	細　川　天　平	榮　永　　悟
山　口　隆　英	堀　井　説　也	松　本　　功

別　紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

1　適用する地域

兵庫県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業

（２）電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

（３）情報通信機械器具製造業

（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務

ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　１，１７３　円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 28 日

兵庫労働局長
　金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
兵庫県の区域
２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）電子部品・デバイス・電子回路製造業
（２）電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
（３）情報通信機械器具製造業
（４）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（３）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
ロ　手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械（卓上において行うものに限る。）を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 16 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長　千 田 直 毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
清　田　美　夏	圓　行　弘　幸	伊　藤　　敦
千　田　直　毅	片　山　勇　輝	金　子　敏　之
三 上 喜 美 男	田　川　恵　介	鈴　木　健　朗

別　紙

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
　（１）鉄道車両・同部分品製造業
　（２）船舶製造・修理業、舶用機関製造業
　（３）航空機・同附属品製造業
　（４）産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
　（５）その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
　（６）（１）から（５）までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
　（７）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）から（５）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
　（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
　（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
　（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　　イ　清掃、片付け又は賄いの業務
　　ロ　塗装におけるマスキングの業務
　　ハ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
　　ニ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，２４３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　令和８年 12 月１日

写

令和８年９月 16 日

兵庫労働局長
　金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
兵庫県の区域

2　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（1）鉄道車両・同部分品製造業
（2）船舶製造・修理業、舶用機関製造業
（3）航空機・同附属品製造業
（4）産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
（5）その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
（6）（1）から（5）までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（7）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（5）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け又は賄いの業務
ロ　塗装におけるマスキングの業務
ハ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ニ　材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4　前号の労働者に係る最低賃金額
1時間　1，243　円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日
令和8年12月1日

写

令和８年９月４日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･
測量機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長　山 口 隆 英

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月 13 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
千　田　直　毅	黒　石　尚　稔	岡　村　剛　敏
高　階　利　徳	小　菅　梨　絵	松　田　健　仁
山　口　隆　英	田　中　祐　介	横　井　　準

別　紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域
兵庫県の区域
２　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
令和８年 12 月１日

写

令和８年９月４日

兵庫労働局長
金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県計量器･測定器･分析機器･試験機･測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（１）計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)
（２）（１）に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
（３）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（１）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
３　適用する労働者
　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
　ロ　手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　１時間　１，１７３　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　令和８年 12 月１日

写

令和８年９月７日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会
部会長　坂本 知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
坂　本　知　可	有　川　貴　子	東　　健 一 郎
高　階　利　徳	中　西　織　絵	倉　本　信　二
山　口　隆　英	橋　本　欣　也	三　枝　義　幸

写

令和８年 10 月１日

兵庫労働局長
　　金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

写

令和８年 10 月１日

兵庫労働局長
　金 成 真 一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山 口 隆 英

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月 13 日付け兵労発基 0713 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別　紙

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域
兵庫県の区域
2　適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
（1）鉄鋼業
（2）純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3　適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者
（2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（3）次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け又は賄いの業務
ロ 軽易な運搬の業務
4　前号の労働者に係る最低賃金額
１時間 １，２３１ 円
5　この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6　効力発生の日
令和８年 12 月１日